

公益財団法人さいたま市産業創造財団
平成25年度 事業計画
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

平成26年度は、財団設立10年目の節目の年となります。さいたま市経済政策の実行部隊として、また、地域の中心的な支援センターとして、関連各機関と連携を図りながら地域経済活性化のための諸施策を積極的に展開してまいります。

○ 支援・金融課事業計画の概要

企業を取り巻く経営環境は一部に明るい兆しが見え始めたものの、グローバルな競争が激化し、産業構造も変化していく等総体的には依然として厳しい状況にあります。変化のスピードは益々速まり、こうした中で競争を勝ち抜いて事業を発展させていくためには、目指すべき方向性を明確にし、革新を継続していくことが求められます。

がんばる企業を発掘し、スピード感を持って集中的に支援することで、成果につなげてまいります。昨年度の補正予算でスタートした金融機関等との連携スキームを拡充し、資金面も含めた経営の健全化もサポートしてまいります。

また、「医療ものづくり都市構想」等さいたま市の掲げるテーマと連動して新しい事業の創造を支援してまいります。製品やビジネスモデルの企画段階から事業化までを一気通貫で支援し、また、企業単独での取り組みを越えた、地域の企業や支援／研究機関の連携による、新たな製品や市場の創造にも取り組んでまいります。ものづくり企業の支援では、さいたま市ものづくりプラットフォームを軸に試作開発から製品化／事業化までをサポートし、販路開拓・受注拡大を支援して、地域を支える力強い産業（企業）づくりを目指します。更に他の公的機関と連携して、海外をも視野に入れた広域での取引推進・市場開拓を積極的に支援してまいります。

○ 勤労者福祉サービスセンター事業計画の概要

将来的な自立化に向けた中小企業への福利厚生事業を安定的・計画的に運営するために作成した平成28年度までの「勤労者福祉サービスセンター経営健全化計画」について、適切な進捗管理のもと遂行するべく、計画の進捗状況の検証・見直しを行い自立化にむけ鋭意努力してまいります。

当サービスセンターが実施する各種福利厚生サービスの提供に要する経費については、本来会費収入及び事業収入を自主財源とするものですが、自主財源のみで運営していくには財源不足となっており、補助金に頼らざるをえない状況です。そのため、会員の拡大が急務となっており、事業推進員の営業に対し積極的に支援、財団内各課との連携を強化し未加入事業所を入会に繋げることができるよう努めます。

また、既存会員の退会を防ぐため、勤労者福祉サービス検討委員会の活用や、近隣及び全国の勤労者福祉サービスセンターとの連携により、魅力的なサービス提供を目指してまいります。

1. 創業／新事業創出支援事業

(1) 創業者支援セミナー事業（定款第4条第1項第2号）

創業への啓発、創業段階の事業者の課題解決支援等を行うセミナーを開催する。他の支援事業とも連携して、創業者の発掘及び継続的な支援へと結びつける。

- ・セミナー（研修会） 年4回開催

(2) さいたま市ニュービジネス大賞運営事業（定款第4条第1項第2号）

さいたま市内での事業展開を考えているビジネスプランを対象にしたコンテスト。優秀な新事業計画を発掘し、事業計画作成からサポートを行う。表彰のみならず、受賞者のPRも行っていく。

- ・年1回開催（11月のコラボさいたま商工見本市での表彰・発表会を予定）

(3) さいたま市ニュービジネス大賞受賞者特別支援事業（定款第4条第1項第2号）

上記さいたま市ニュービジネス大賞において、一定の審査を通過した優れたビジネスプランに対して行う支援事業。専門家派遣等により、販路開拓や事業発展のための課題解決を行い、事業実現／拡大の支援を行う。

(4) ベンチャー企業発掘・支援事業（定款第4条第1項第2号）

有望なビジネスモデルを有するベンチャー企業を発掘し、支援する。

① ベンチャーサポート塾（第4期）

ベンチャー経営者（第二創業を含む）を対象に研修会を開催する。先輩ベンチャー経営者や地域の支援機関とも連携し、企業の見学会や塾生同士の自主勉強会等も実施。経営者自身のマネジメント力の向上を図り、よりスピーディーで確実な事業展開と業容の拡大を目指す。

② 創業者向け家賃補助事業

「案産館」が入居するビルの取り壊しに伴い、インキュベータ運営事業に代わる事業として、創業者向け家賃補助事業を創設する。さいたま市内に事務所を構える創業予定者、及び創業間もない事業者に対して事務所家賃の一部を補助し、ソフト支援と一体化して事業の加速を図る。

- ・年2回程度、募集期間を設けて公募

2. 相談事業

(1) 窓口相談事業（定款第4条第1項第1号・2号）

市内企業、創業予定者等に対し、財団窓口等で中小企業診断士等の窓口相談員が、経営・創業相談に対応すると同時に、財団の各事業への誘導を図る。さいたま市の創業支援資金融資に関する事業計画作成支援等も行うほか、相談ニーズの多いホームページ関連等の相談には、非常勤の相談員を配置して対応する。

また、優秀な企業やビジネスプランの発掘、支援のため、職員等が積極的に企業を訪問し、支援事業につなげていく。

(2) 専門家相談事業（定款第4条第1項第1号・2号）

コミュニティビジネスやビジネスプランの作成などの特定テーマについて、専門家による相談会等を実施する。場所については、利用者の利便性と財団のPRのため市立中央図書館等財団の外部で行う。

- ・年間10回程度

(3) 専門家派遣事業（定款第4条第1項第1号・2号）

創業者や事業拡大・経営革新を図る企業等の支援を中心に、様々な経営課題に対し登録専門家を派遣する。

- ・年間120回程度（内 創業者向け 20回）

3. イノベーション創出支援事業

(1) コラボさいたま運営事業（定款第4条第1項第3号）

実行委員会事務局の一員として、さいたま市、さいたま商工会議所とともにコラボさいたま商工見本市を開催する。

- ・コラボさいたま商工見本市の開催（11月予定）

(2) 組織力強化&イノベーション創出事業（定款第4条第1項第1号）

さいたまものづくりプラットフォーム（試作受注のための企業連携）の運営を通じて試作開発から製品化までをサポートし、市内中小企業の大企業等への提案力向上をめざす。

(3) 販路開拓支援事業（定款第4条第1項第1号）

国内展開はもちろんのこと、海外展開を行うさいたま市内の中小企業に対して、展示会出展費用を補助する。

(4) 政策対応型（地域循環型）技術開発調査研究事業（定款第4条第1項第2号）

さいたま市の経済重点分野と連動する研究開発テーマに取り組む企業又は企業と大学等の共同研究体に対し事業を委託して、調査研究成果を広く上記施策の推進のために役立てていく。

- 例) 医療機器産業への参入に係る研究開発の支援

4. 広報事業

(1) ホームページ運営事業（定款第4条第1項第3号）

財団及び財団の事業の紹介、各種支援メニューの案内及び申し込み、財団支援企業

のPR、その他経営・創業に役立つ情報を発信する。

(2) 情報誌発行事業（定款第4条第1項第3号）

市内企業及び創業予定者等に対し、財団の支援事業及び支援先企業の活用事例を周知し、財団利用の促進を図る。

- ・情報誌「Next Stage」の発行 5,000部×年2回発行

5. 産学連携支援事業

(1) 産学連携推進事業（定款第4条第1項第6号）

さいたま市と埼玉県で共同で設置する「産学連携支援センター埼玉」にコーディネータを2名、職員を2名、計4名配置し、財団本体と連携しながら下記の業務を推進する。

① 産学連携相談

支援センターの窓口を中心に、産学連携を推進するため、各種相談に応じる。

② 共同研究体の形成・支援

研究開発型企業のニーズ発掘と大学・研究機関シーズの発掘を通し、産学官による共同研究体の形成、競争的資金の獲得支援等を行う。

③ さいたま市研究開発人材高度化タスクフォース事業の実施

大学の研究室と連携し、市内中小企業と大学、双方の研究開発人材の高度化を目指す共同研究を実施する。

(2) 戦略的基盤技術高度化支援事業（定款第4条第1項第6号）

経済産業省の委託を受け、戦略的基盤技術高度化支援事業の事業管理機関としてプロジェクトを運営する。

- ・平成23年度からの継続案件＋新規案件

6. 政策推進プロジェクト事業

(1) 医療ものづくり都市構想事業（定款第4条第1項第2号）

さいたま市が推進する「医療ものづくり都市構想」の推進に資する研修会・研究会の運営、試作開発のためのラボラトリーの運営等を行う。

7. 広域連携支援事業

(1) RIT事業（定款第4条第1項第1号）

さいたま市内の中小企業の海外展開を支援するために、JETROのRIT事業（Regional Industry Tie-Up Program／地域間交流支援事業）により、ドイツバイエルン州の企業やクラスターとの交流やマッチングを実施する。

訪独： 6月（医療機器関連）、9月（メカトロニクス関連）

招聘： 12月頃（メカトロニクス関連）、 1～2月頃（医療機器関連）

（2）国内連携支援事業（定款第4条第1項第1号）

さいたま市が推進する「都市間連携推進事業」における具体的な連携事例を創出するためのプロジェクトを実施する。

8. 経営健全化支援事業

（1）経営健全化支援事業（定款第4条第1項第1号・2号）

経営改善に知見を持つ経営改善コーディネーターを配置し、金融機関等と連携して、経営の健全化が必要とされる企業の経営改善計画の策定及び実行支援を行う。企業が直面する経営課題を解決するため、企業ごとに中小企業診断士等の専門家を選定してチームで派遣を行う。

- ・ 専門家派遣 年間500回程度（5回×100社）

9. テクニカルブランド認証企業支援事業

さいたま市が認証したテクニカルブランド企業に対し、以下の事業を実施する。

（1）新事業活動支援事業（定款第4条第1項第1・2号）

① 新技術開発可能性調査費及び開発研究費補助

新技術開発、新事業展開における可能性調査や研究会活動等を支援する。具体的には市場調査費、知財関連調査費、技術相談費、研究会活動費などの補助を行う。

② ソリューション営業力強化

優れた技術を積極的な提案型営業で早期または効果的に収益に結び付けるため、セミナー形式・専門家派遣等により企業のさらなる営業力強化を支援する。

（2）海外展開支援事業（定款第4条第1項第1号）

新たに海外展開する企業や海外に新製品を販売する企業に対し専門家派遣・海外市場調査費補助・国際展示会補助を実施する。

（3）人材育成支援事業（定款第4条第1項第4号）

「ものづくりエリート養成塾」（全12回程度）を開催し、企業単独の社内教育では取組み難い高度の社会人再教育機会と他のTB企業等の社員との相互啓発機会を提供する。

10. 融資事業

（1）融資事業（定款第4条第1項第11・12号）

さいたま市が実施する融資制度に伴う受付調査業務を受託し、融資相談から受付まで中小企業者及び創業者の資金ニーズに迅速に対応し、利用者の利便性と地域産業の振興を図る。

① 融資制度の改正等

- ・年末の資金需要に対応する「緊急特別資金融資制度」について、平成24年度は総枠を前年度の20億円から40億円に増枠して実施したが、平成25年度も引き続き年末資金ニーズに対応すべく総枠での実施を市と協議してまいります。
- ・経営改善に取り組む中小企業者を対象に信用保証協会が保証料を減免する「経営力強化保証制度」を国が創設したことに伴い、「経営力強化保証制度」に基づいたさいたま市融資制度の新設について市と取り組んでまいります。

② 融資制度等の推進

- (ア) 融資制度の周知及び広報
- (イ) 融資の相談及び申込受付
- (ウ) 融資枠の照会及び調査
- (エ) 中小企業診断士への診断依頼
- (オ) 出張相談会の実施
- (カ) セーフティネット保証制度に伴う相談・申込受付・認定及びセーフティネット資金の申込受付

11. 勤労者福祉事業

(1) 勤労者福祉に関する調査研究事業（定款第4条第1項第8号）

中小企業勤労者の要望に即した勤労者福祉の事業を実施するため、余暇施設、余暇活動、福利厚生等について調査研究を行う。

- ① 勤労者福祉サービス検討委員会の開催 年3回開催
- ② 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター東日本ブロック会議
- ③ 埼玉県中小企業勤労者福祉サービスセンター協議会
- ④ 指定都市中小企業福祉共済団体連絡協議会
- ⑤ 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター職員研修

(2) 勤労者福祉に関する情報提供事業（定款第4条第1項第3号）

中小企業勤労者の要望に即した勤労者福祉に関する事業の紹介及びセンターで実施する各種事業等について情報を提供する。

- ① センターニュース「ワークジョイさいたま」の発行（7,000部×6回）
- ② インターネット・携帯電話による情報提供

(3) 中小企業勤労者の福利厚生事業（定款第4条第1項第10号）

中小企業勤労者が、豊かで充実した生活を送れるよう各種事業を実施する。

① 共済給付事業

入学・結婚・出産などのお祝金や、休業などのお見舞金の給付を行う。

② 生活資金融資あつ旋事業

結婚資金、出産資金、教育資金など不時の出費に対し融資のあつ旋を行う。

③ 健康の維持増進事業

(ア) 人間ドック・脳ドック受診料の一部補助（限度額6,000円）を行う。

(イ) インフルエンザ予防接種費用の一部補助（500円）を行う。

④ 余暇活動援助事業

(ア) 飲食・ショッピング施設等の割引

会員証の提示により会員が割引サービスを受けられるよう提携を行う。

(イ) レジャー施設の割引及び補助事業

レジャー施設の入場券・フリーパス券等の一部補助を行う。

(ウ) 宿泊補助事業

提携している旅行代理店で宿泊を伴う旅行を利用する場合、会員本人に限り年度1回4,000円を補助する。

(エ) 法人会員施設の利用補助事業

法人会員施設を会員が使用する場合に料金の一部補助を行う。

(オ) 各種チケットのあつ旋

・映画鑑賞券・コンサートチケットなどの割引販売を行う。

・コンビニエンスストア（さいたま市内・上尾市内のローソン及びミニストップ）との提携により、チケットを購入した場合の代金を一部補助する。

(カ) レクリエーション事業

日帰りバス旅行、映画鑑賞会、収穫体験などを開催する。

(キ) 自己啓発事業

親子で参加できるような料理教室や陶芸教室などを開催する。

(4) 勤労者福祉に関するその他の事業（定款第4条第1項第9号）

会員の拡大を図るとともに、割引提携やサービスメニューの拡大など会員サービスの向上を図るため各種事業を実施する。

① 会員の拡大事業

- (ア) 事業推進員及び職員の営業活動による会員の拡大を推進する。
- (イ) 無料モニター制度やキャンペーンによる会員の拡大を推進する。
- (ウ) 会員からの紹介による会員の拡大を推進する。
- (エ) 各種メディア等を利用したPR事業を行う。
- (オ) 窓口でチケットや参加費支払いをした場合、支払った金額の2%をポイントサービスし、ポイント数に応じて割引サービスを実施する。
- (カ) 加入対象を退職者に限定した「ふろむ会員」制度による退会防止を推進する。
- (キ) ガイドブックを発行する。
- (ク) 中小企業退職金共済制度の周知を図る。

② 割引提携店の拡大

民間の福利厚生サービス「ライフサポート倶楽部」の加入を継続する。

③ 利便性の向上

代金引換郵便の送料無料サービス（1回あたりの利用総額が10,000円以上の場合）を実施する。

12. 職員厚生事業

(1) 職員厚生事業（定款第4条第1項第13号）

職員の福利厚生の一環として設けている「職員厚生給与金規程」に基づき、職員の納付金（給料月額額の1000分の5）と財団負担金（職員納付金と同額）により、職員の結婚、出産、入学等の祝い金、見舞金、弔慰金等を支給する。